

令和8年度

定期監査（上期）報告書

帯広市監査委員

帯 監 査 第 48 号

令和8年7月27日

帯広市長	上 野 庸 介 様
帯広市議会議長	横 山 明 美 様
帯広市教育委員会教育長	村 松 正 仁 様

帯広市監査委員	廣 瀬 智
帯広市監査委員	小田切 章 裕
帯広市監査委員	大竹口 武 光

定期監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した令和 8 年度定期監査（上期）について、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告書を提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査について、帯広市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

第1 監査の種類及び対象事務

1 種類

地方自治法第199条第4項の規定による財務監査（定期監査）

2 対象事務

財務に関する事務の執行

第2 監査の実施期間

令和8年4月20日から令和8年7月21日まで

第3 監査の目的と概要

本監査は、効率的な行政運営の確保に資することを目的として、合規性・正確性をはじめ、経済性、効率性及び有効性の視点で実施した。

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について監査を行った。

また、過去の監査結果やリスクの内容及び程度を勘案し、令和7年度定期監査と同様に「検収から支払までに要した期間について」を重点的に監査すべき項目（以下「重点項目」という。）として監査を行うとともに、過去の定期監査における指摘事項等の是正状況についても確認した。

第4 監査の項目

- 1 収入及び支出事務等の執行状況について
- 2 検収から支払までに要した期間について（重点項目）
- 3 過去の指摘事項等の是正状況について

第5 監査の対象部局、範囲及び方法

1 対象部局

部	室	課
総務部	総務室	戸籍住民課、川西支所、大正支所
	組織人事室	人事課
市民福祉部	生活支援室	生活支援第1課、生活支援第2課
	(会計管理者)	会計課
学校教育部	教育総務室	企画総務課、学校地域連携課
	学校教育室	南商業高等学校
	学校指導室	教育研究所
生涯学習部	生涯学習文化室	生涯学習文化課、動物園

2 範囲

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに執行された事務

3 方法

上記の範囲において、収入及び支出事務について抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を受け、これらの書類を調査するとともに必要に応じて関係職員から説明を受けるなどにより監査を行った。

第6 監査の結果

1 収入及び支出事務等の執行状況について

収入事務について、次のとおり、一部に改善を要するものがあった。

(1) 還付の手続に関する不備

行政財産貸付料の還付について、還付金の戻出手続を行わず、貸付料から還付金を減じて徴収していた。

【生涯学習部 生涯学習文化室 生涯学習文化課】

2 検収から支払までに要した期間について（重点項目）

次の(1)から(3)までに掲げる項目を着眼点とし、それぞれの項目ごとに監査結果を記載した。

(1) 請求書の請求日が履行確認日から相当経過し、履行時期と支払時期の間隔が空き過ぎていないか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

(2) 支払期限は守られているか

職員住宅賃貸料について、契約書に規定された支払時期までに支払をせず、遅延により発生した遅延利息を支払っていた。

【総務部 組織人事室 人事課】

(3) 支払期限後に支払っているものは遅延利息を支払っているか

本報告書に特記すべき事項はなかった。

3 過去の指摘事項等の是正状況について

収入事務について、次のとおり、一部に是正が確認できないものがあった。

(1) 納期限の設定に関する不備

動物園の掲示板使用料について、使用を許可した日の属する月の末日を納期限とすべきところ、納入の通知をする日から20日以内を納期限として通知していた。

本件は、令和6年度に実施した定期監査においても同様の指摘を行っていたが改善が図られていなかった。

【生涯学習部 生涯学習文化室 動物園】

第 7 監査の結果に関する意見

収入及び支出事務等の全般について監査した結果、事務処理はおおむね適正に行われていることを確認しました。

しかしながら、監査の結果に記載のとおり、収入事務において、法令等の規定に基づいた手続きがなされていない事務処理が見受けられたことから、再発の防止を求めます。

重点項目として監査した検収から支払までに要した期間については、支払期限が守られずに遅延利息を支払った事例が見受けられました。

支払の遅延は、債権者に対して損害を与える行為であり、市政に対する信用や信頼の低下にもつながることから、より一層、適正な事務執行の確保に努められることを求めます。

また、これまで指摘した収入事務について、依然として改善が図られていない事例があったことから、それぞれの職責のもと最大限の注意をもって事務執行に当たるよう徹底した指導を求めます。

今後におかれましては、今回の監査結果を全庁的な課題と捉え、引き続き、事務の基本となる法令等の理解の促進を図り、経済性、効率性及び有効性にも配慮された事務執行に努められますことを期待します。